

れいわ ねんど だい かい
令和5年度 第1回

だれ とも く しみんかいぎ
誰もが共に暮らすための市民会議

しりょう
資料

れいわ ねん がつ にち きん
令和5年6月23日（金） 19:00～

うらわ たもくてき
浦和コミュニティセンター 多目的ホール



ノーマくん

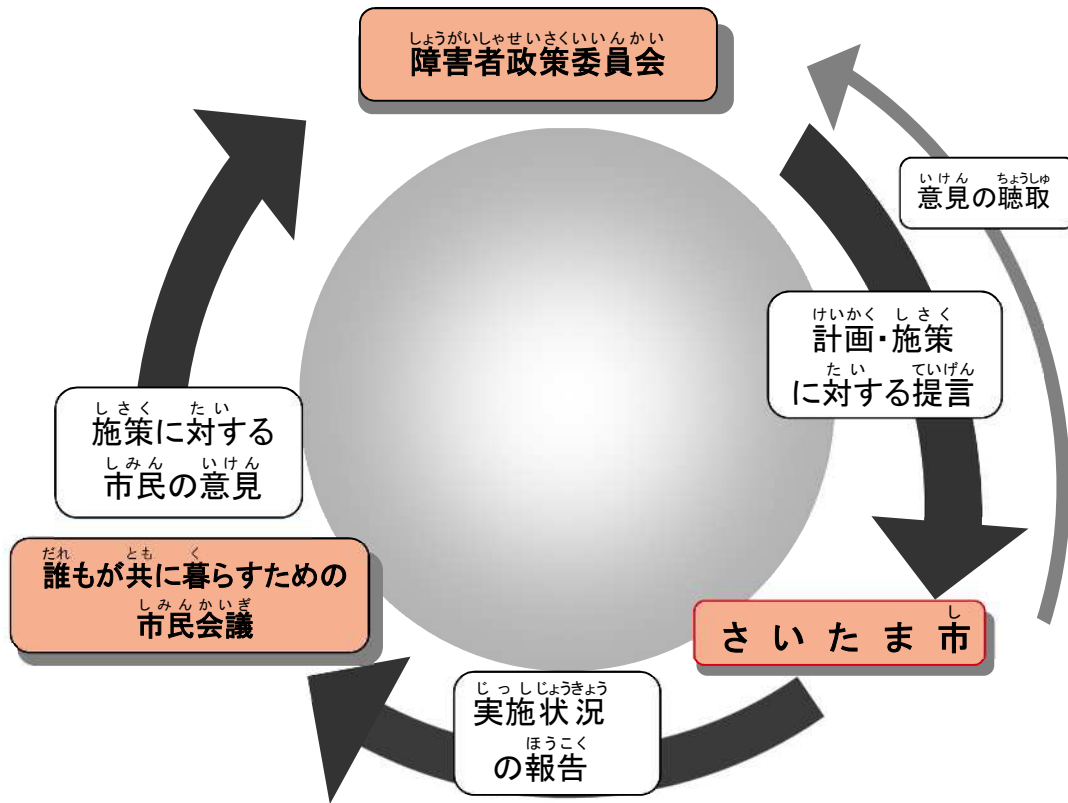
ノーマライゼーション^{しょうれい}条例

PRキャラクター

し ふくしきょくしょうがいふ く し ぶしょうがいせいさくか
さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

さいたま市の障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進めます。



令和5年度誰もが共に暮らすための市民会議年間予定

令和5年度第1回市民会議（令和5年6月23日）

○令和3年度～令和5年度障害者総合支援計画の達成状況報告書を資料として、計画に位置付けられた各事業の達成状況や課題について、話し合いをする。

○次期障害者総合支援計画の素案を資料として、計画に対する話し合いをする。

令和5年度第2回市民会議（令和5年11月21日）

○次期障害者総合支援計画の計画案を資料として、計画に対する話し合いをする。

令和5年度第3回市民会議（令和6年3月5日）

○未定

だれ とも く しみんかいぎ てび 誰もが共に暮らすための市民会議の手引き

もくてき 1. 目的:

- ① だれ とも く ちいきしゃかい めざ しみん しゆやく はな あ いけんこうかん ば
誰もが共に暮らせる地域社会を目指し、市民が主役となって話し合い、意見交換する場をつくる。
- ② しょうがい ひと かぞく かんけいしゃ しみん あつ わ
障害のある人、家族、関係者や市民が集まることで、コミュニケーションの輪をつくる。
- ③ しみん こえ せいさく はんえい
市民の声を政策に反映させる。

とうじつ はな あ かた 2. 当日の話し合いのすすめ方:

みんなが話し合いに参加できるよう、グループに分けて話し合いを行います。

- ① 1グループ5名～8名くらいで話し合いをし、意見を出し合います。
- ② かく かいぎしんこうやく
各グループに会議進行役をおきます。
- ③ しょき とけいかり じむきよく おこな
書記やタイムキーパー(時計係)は事務局が行います。
- ④ かく かいぎしんこうやく さんかしゃ はな ふんいき ころ
各グループの会議進行役と参加者は、みんなが話しやすい雰囲気づくりを心がけます。

はな あ 3. 話し合いルール:

- ① はな かいぎしんこうやく よ はな はじ
話すときは、会議進行役の呼びかけによって、話し始めてください。
- ② はな はじ はな はじ しょうがい とくせい
みなさんが発言できるよう、1回あたり3分くらいを目安として発言してください。ただし、障害の特性
にあわせて、お 話 される時に特別な配慮が必要な方は、5分くらいを目安とします。
- ③ ほか ひと はな とちゆう さいご き
他の人が話しているときは、途中でさえぎらず、最後まで聞きましょう。
- ④ はな あ あいて こうげき いけん う と しょうにんずういけん たいせつ
話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止めてください。少人数意見を大切にしましょう。
- ⑤ とくてい こじん だんたい わるくち きず はな はじ
特定の個人や団体の悪口や傷つけるような発言はしないようにしましょう。
- ⑥ はな はじ はな はじ しょうにんずういけん たいせつ
みんなが発言しやすいような雰囲気になるよう心がけてください。また、限られた人だけが発言する
のではなく、発言したい人みんなが発言できるよう気を配りましょう。
- ⑦ こじんてき ないよう はな はじ こじんじょうほう まも かい あと こじん
個人的な内容についての発言は、個人情報やプライバシーを守るため、会の後に、個人がわかる
かたち ほか ひと はな きんし
形で、他の人に話すことは禁止します。

※ みなさんで、よりよい話し合いをするために、御協力をお願いします。

はな あ つづ ふかのう はんたん ばあい はな あ ちゆうし
話し合いを続けることが不可能と判断した場合は、話し合いを中止することもあります。

だい かい だれ とも く しみんかいぎ しよめんかいぎ
第1回 誰もが共に暮らすための市民会議 書面会議について

1. 資料一覧

(1) 送付資料

資料1	令和5年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議資料
資料2	障害者総合支援計画（2021～2023）令和4年度達成状況報告書
資料3	次期障害者総合支援計画策定の工程について
資料4	さいたま市障害者総合支援計画（2024～2026）(案)第1章 総論 抜粋
資料5	ノーマライゼーション条例の改正について
参考資料1	障害者総合支援計画令和4年度達成状況報告書（案）
参考資料2	〈障害者総合支援計画〉第1章 新旧対象表
参考資料3	〈障害者総合支援計画〉第2章 新旧対照表
参考資料4	令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議 議事録
参考資料5	令和4年度誰もが共に暮らすための市民会議アンケート結果
意見シート	令和4年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議 意見シート
アンケート	令和4年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議アンケート用紙

2. 議題

- 令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について
- 次期障害者総合支援計画について

3. 書面会議の手順

(1) 資料の確認

- ・障害者総合支援計画の達成状況報告書に関する資料は、資料2、参考資料1を御覧ください。
- ・次期障害者総合支援計画に関する資料は、資料3、4、参考資料2、3を御覧ください。

(2) 意見シートの作成

- 御提出いただくテーマは次のとおりです。御自身の考えをまとめ、意見シートを作成してください。

<テーマ>

- 令和4年度障害者総合支援計画の達成状況等について
- 次期障害者総合支援計画について

(3) 意見シートの提出

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 「意見シート」を、郵便、ファックス又はメールで送る。
- ② さいたま市ホームページの回答フォームから送る。

(<https://www.city.saitama.jp/enquete/e002376.html>)



【回答期間】

資料到着～令和5年6月27日（火曜日）

【意見シート提出先】（郵便、ファックス又はメールの場合）

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課ノーマライゼーション推進係

電話：048-829-1306

FAX：048-829-1981

メール：shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp

令和4年度第3回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

(1) アンケート調査結果から、どういったことが課題だと思えるか。また、その課題を解決または改善するために何が必要だと思えるか。

アンケート回答者、特に身体は26.4%が高齢者と思われる。データとしては偏っていると思う。児童生徒学生（または保護者）にも、アンケートを実施してください。市から県立特別支援校にアンケート協力はむずかしいとは思いますが、頑張ってください。

アンケートについては、障害者団体には配布しているようだが、学校に配布は難しいのか、学校に確認したが、学校側では難しいとのことだったので、PTAを通じて回答する方法をとっても良いのではないかと。学校に通っている子どもの保護者は意見・困りごとをたくさん持っていると思っている。保護者からの要望はたくさんある。

アンケートの項目が抽象的。

アンケートを出す相手。聴覚障害ならば、文章が難しくて答えられないことがあると思う。わかりやすい内容で案内してほしい。

アンケートに支援者・介助者としてしかのっていない。手話通訳が必要と書いていない。通訳者と入ってもらえれば、書いたと思うが、関係ないと思って書けなかった。考えてほしい。

問1（記入者）では、視覚障害者の場合、本人との回答が45%と低いです。さらに問10（家族構成）では「ひとり」が、視覚障害では18.5%で第3位。視覚障害特有のニーズがここに表れているので、2020年度第5回、第6回の障害者政策委員会議事録を参照のうえ、次期支援計画に、地域支援事業としての「代筆・代読サービス」を入れる必要があります。

知的障害者についていえば、ほとんどの人が自立できず家族に支援を頼っている現状です。親の年齢は高齢化しており早急にグループホームを法人が運営していけるよう整備すべきです。

問17の相談先が家族や友人などの専門性が期待しにくい選択肢の回答率が高い。問18（相談に関する困りごと）での無回答の比率が高いことは、そもそも知見がない障害者本人や家族には、どのような相談ができて、どのような支援が受けられるかのイメージがなく、相談を始めるコトすらできないケースが多いと推定される。

・視覚障害では、歩行訓練や生活訓練が受けられること、同行援護などの移動支援、パソコンやスマホも訓練を受ければ使えること、更に就労できるケースも多いことなど、そういう情報が耳に入ればぜひ相談したくなるはずだが、家族や友人の援助を受けて何とか生活を続けるのがせいぜいと思っっているのでは相談もできない。更に、実際に相談しても、さいたま市には視覚障害者に満足に対応できる相談員が非常に少なく、たらい回しにであったり、期待した回答を得られず諦めてしまう。これらのような情報を本人や家族に伝えたり、専門スキルのある機関に繋げる、視覚障害専用の相談窓口を用意して欲しい。

・問18（相談に関する困りごと）の結果からは、視覚障害では、相談したいがどこへ行けばいいかわからないという結果と読み取れます。相談や支援から取り残されて、視覚障害や福祉等をほとんど知らない近い関係の人に頼るしかないという実態の現れです。次期計画には、視覚障害に特化した相談支援体制（箱モノの意味ではありません。中身です。）を入れるべきです。

・問25（仕事の見つけ方）では、全体や身体障害者ではハローワークという回答が15%程度あるが視覚障害者の場合ベストスリーに入っていません。「視覚障害者の就労支援のフロー」が、きちんと機能していないことが考えられます。確実に適切なハローワークにつなぐように、市庁舎内での業務措置を講じてください。

・教育や就労の面で同行支援等を使いたい時に通勤や通学では使えないとなっている。通学や通勤も市の条例に入れてほしい。

・問31（移動手段）、32（福祉タクシー利用券または自動車燃料費の助成制度の利用状況）の結果から、運転ができない視覚障害者特有のニーズとして、タクシーの利用は必要不可欠であることが浮き彫りとなっています。給付基準を、市民税納税の有無から、移動のニーズに変更し、移動支援としてのタクシー券交付はなるべく幅広く行うべきです。国連の権利条約総括所見にもあるとおり、そのための十分な予算を確保する必要があります。

・タクシー券が使い切れないこと。初乗り料金が500円に下がり、1回の乗車で1枚しか使えないため3月末には大半が余る。周りの人に聞いてもそのような人がほとんどです。なぜ枚数制限をするのか聞かせてほしい。

・要支援者名簿や、要配慮者優先避難所を知らない人が多いのは、行政担当課の周知不足だと思う。また、障害者の防災訓練参加の呼びかけも不十分。市報などで、積極的に呼びかけてほしい。

・63（障害者への理解のために力を入れるべきこと）では、「障害者差別解消法や障害者雇用促進法を市民に広く知らせ、理解してもらえらるよう働きかけてほしい」という回答が身体障害者ではベストスリーに入っていないが、視覚障害者では第一位。視覚障害の場合、外から見えない差別や合理的配慮の不提供を受ける事例が多いのではないかと推察されます。「見えない差別や合理的配慮の不提供」についても、差別解消法やバリアフリー法に基づく周知・啓発が必要なのではないかと考えます。

- ・障害者の理解を深めるために力を入れるべきことは、福祉施設を地域に開かれたものにする。これは息子の行っているグループホームに関しては、全然なされていない。近所の人には「ここは何ですか」「あまり人の出入りがない」とか。まずは地域の人と少しでも交流があったら。
- ・自身の子供が通っている学校は普通校だが、支援級のある学校。ほかの学校の子よりも理解はしているようだ。小学校3・4年くらいから教育するのはいいことだと思う。
- ・小さい頃から障害のある人と一緒に生活できるのはいいことだと思う。
- ・特別支援学校等もあるが小学校の段階で教育の面から一緒に学ぶべき。選択できるとよいのでは。
- ・教育の段階から、皆の人権を尊重すべきということをおしえるべきであるが、既に社会に出ている人への理解を深める方法が課題だと思う。
- ・問64（ノーマライゼーション条例の認知度）、どの回答群でも「全く知らない」が6割以上というのは、行政側の周知が足りないということよりも、障害当事者やその団体の意識に大きな問題があると感じます。これは、さいたま市の障害者の差別提起事例が、他の自治体に比べて低いことも強くリンクしている結果だと考えます。せっかくの条例も法律も、「絵にかいた餅」にしないためにも、行政とさいたま市障害者協議会等当事者団体が協力して、意識の向上と障害者に関する条例や法律の内容を知らせる対策を講じることが急務です。
- ・障害のある人ない人で知り合うことが大事。自治会は積極的な人が多いと思うので、そこから働きかけてみては。
- ・自治会の集まりでノーマライゼーションや施策について出前講座等で市職員が周知をする。
- ・ノマ条例の資料が公民館や公共施設の窓口においてあったと思う。一般市民に自治会の回覧で配るなどすべき。
- ・ノーマライゼーション条例の簡明版を小学校6年生に配っている。配るだけではなく、当事者大勢いるから、出前授業をやる、みんなの謝金もつけてもらえればだけど、すぐできる。サッカーに行くのもいいけど、草の根で、私たちが広げる。
- ・さいたま市は職員研修センターをやっているが、15分でいいから当事者や関係者がノーマライゼーション条例のことを話させてもらおう。
- ・3年ごとのアンケートをやり続けるのはすごいけど、ぶつ切りになっている。3回分を比較して、条例認知度など、見ていくといいのではないかと、アンケートを活かせるといいのではないかと。

(2) 次期障害者総合支援計画にどういった目標を掲げると良いと思うか。

- ・特別支援学校のスクールバスに乗れない子どもがいる。スクールバスの中に添乗員だけでなく、専門職の人に乘ってもらいたい。何かあった時の対処できるようにしてもらいたい。
- ・概要版より、療育体制の強化とあるが、未就学の子どもを対象としたもので、学校に通うと切れてしまう。学校に行っても療育を受けたいという家庭がある。中には都内の療育センターに通っている人もいる。ニーズがあるので、さいたま市でも切れ目のない支援体制を整えてもらいたい。
- ・視覚障害者も ICT のスキルを身につければ自力で手続きできることが増える。相談窓口、ICT訓練、歩行や生活訓練を行う、視覚障害者情報文化センターのような施設は、川崎市にもあり、さいたま市のような規模の政令指定都市ならばあるべき施設と思う。
- ・webサイトのアクセシビリティ確保を行政からも働きかけると共に、駅、病院、店舗などの公共的なセルフサービス端末をアクセシブルにするか、障害者自身のスマートホンの補助機能を利用して使えるようにするなど、海外で制度化されているような仕組みを推進して欲しい。
- ・実施事業の中で重点取組★の追加を望むのがあります。1 基本施策(1)③ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施、(4)①成年後見制度の利用の促進、2 (1)⑥相談支援体制の充実、(2)⑨ひきこもり対策推進事業の実施、(4)①地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実、(5)⑧特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、3 (1)①障害者等に配慮した情報提供、(2)⑤さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援、(3)②福祉のまちづくりの推進、(4)②福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施、(5)⑤スポーツ教室の充実、4 (2)②緊急通報システムの設置希望としてはどれも重要と感じております。
- ・各協議会の開催回数が2回となっているが少ないと思います。
- ・公共施設を設置する前に、障害者の声を聴いて欲しい。
- ・グループホームの整備が進まなかったのは、建設資材の高騰や職員(人材)不足が原因だったように思います。この二つは計画に重点課題としてのせていくべきだと思います。
- ・相談支援事業所の数が足りない。又、業務に当たる職員の質の向上も追いついていないと思う。研修の機会を増やしてほしい。
- ・概要版より、聞こえない方の理解の促進を加えてもらいたい。障害者というくりではなく、区分をわけてもらいたい。

• 実施事業1-(1)⑥心の健康に関する理解促進、⑦精神疾患に関する理解促進と共に、外からみえない障害の理解として聞こえないことに関する理解促進も加えてください。

• 1-1 地域生活支援事業の見込量. 任意事業、盲人ホーム福祉ホームに並べて、「聴覚障害者老人ホーム」を。聞こえない人が手話言語で安心して老後を過ごせる場が必要です。

• 基本目標3(5) 障害者スポーツ大会は充実しているが、文化芸術活動の推進は足りないと。埼玉県障害者アートフェスティバルを参考に、さいたま市でも障害者ダンスや音楽活動を支援して発表の場を与えて欲しい。

• さいたま市は広すぎるのでピア活動を区ごと(3区ずつなど)にできるとよいと思う。

• 災害時の個別避難計画の策定が進んでいない。具体的に目標を立てて押し進めてほしい。

• 精神障害は家族と同居している場合が多い。地域で暮らしてこそである。入院している精神障害の人は希望が感じられないようで、せめて家に帰ればという思いであることが、このアンケート結果から読み取れる。入院したその先についての支援が必要である。そのための予算や人の不足がはなはだしい。どうか予算をつけてもらいたい。

(3) その他、アンケート結果を見て感じたこと。

・全庁的に障害分野だけでなく、他の制度や条例にも反映させられるように計画に踏み込んでもらいたい。

・問13（収入）で、知的障害者の親族の扶養または援助が多いのは、問21（働き方）で就労できている人が少なく、問24の給与賃金も低いことから、今の制度での就労支援や、年金・手当額が不十分という事ではないかと思った。

・学校の現場で障害者の方、子供同士だけじゃなくて教育現場で働いている人が障害を持っている人と接する機会があるといいんじゃないかなと思う。たとえば用務員の人が障害のある人でもいいですし、子供のころから近くに障害のある人がいるというのが大事。難病の人でもいいですし、手話の人なんか特に学校の授業で教えたっていいじゃないと前から思っていました。働くという切り口、教育面で障害分野が接していればいいのではないかと思います。

・ほかの障害のある方と触れ合うと、支援者に回るという面でもかなり有効であると思う。障害のある人が障害のある人を理解するというのは、健常者よりもすんなりいくと思う。これから、人材不足になると思うので、障害者同士助け合うということも重要。

・特筆するのは、ノーマライゼーション条例を施行しているのを知っていますかとの問64で全く知らないでの結果は以外な割合でした。意外という方が当てはまるかもしれません。この背景にはPR不足があるかも。

・事業所向けアンケート。一番多い運営主体が株式会社になった。実態としてもそうだと思うが、グループホームも株式会社が参入している。さいたま市でもグループホームをつくるのが重要課題になっていたことがあり、目標値に近づいてきている。しかし、今あるグループホームがニーズを満たされているか。グループホームが生活の場だから、質が重要。計画づくりの時に、注目をすべき。数はできているけれど、質がどうか。社会福祉法人がすべていいというわけではないが、営利企業がすることでよくなったのか、悪かったのか。

・事業所アンケート結果職員の勤続年数1年未満が多い、退職者が多い半分近く。事業所に定着する人が少ない、職員が増えない育たないことはサービスの質にも影響する。職員の育成定着は重要。

・職員の資質については、事業者同士で話し合ったり、学び合ったりする場があれば、向上していくように思う。人材不足については、特に男性職員の数が少ないようで、整備にまで影響していると思われる。新卒採用で入っても家庭を持ってない報酬では転職するしかない。福祉職を志す若者を生かす助成を計画にのせて欲しい。同じ福祉の仕事をするなら、さいたま市は働きやすい！と思ってもらえるような募集の仕方や報酬額になるような計画内容にして欲しい。

しょうがいしゃそうごうしえんけいかく じっしじょうきょうとう
障害者総合支援計画（2021～2023）の実施状況等について

1. たっせいじょうきょうほうこくしょ
達成状況報告書とは

とうし そうごうてき けいかくてき しょうがいしゃふくししきく どうこう てきかく とく
当市では、総合的かつ計画的に障害者福祉施策の動向に的確に取り組みため、ノーマライゼーション条列の理念を踏まえ、障害者総合支援計画を策定しております。この計画に基づく事業の実施状況を管理し、適切に取組を進めるため、各事業の実施状況等を御報告するものです。

2. れいわ ねんどじっしじょうきょうとう がいよう
令和4年度実施状況等の概要

○全体の評価結果（全94事業、内26事業が重点事業）

A 目標を上回って達成	17事業（18.1%）	目標を達成した事業
B 目標をおおむね達成	66事業（70.2%）	83事業（88.3%）
C 目標を未達成	2事業（2.1%）	目標を未達成の事業 10事業（10.6%）
C 目標を未達成 （コロナの影響あり）	6事業（6.4%）	
D 目標に対してほぼ未着手 （コロナの影響あり）	2事業（2.1%）	
— 該当事業なし	1事業（1.1%）	該当事業なしの事業 1事業（1.1%）
コロナにより測定不可	0事業（0.0%）	—

○重点事業の結果

A 目標を上回って達成	6事業（23.1%）	目標を達成した事業
B 目標をおおむね達成	15事業（57.7%）	21事業（80.8%）
C 目標を未達成	1事業（3.8%）	目標を未達成の事業 5事業（19.1%）
C 目標を未達成 （コロナの影響あり）	3事業（11.5%）	
D 目標に対してほぼ未着手 （コロナの影響あり）	1事業（3.8%）	
— 該当事業なし	0事業（0.0%）	—
コロナにより測定不可	0事業（0.0%）	—

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※ 各事業の詳細や評価理由等は、参考資料3に掲載しております。

じ き しょうがいしゃそうごうし えんけいかくさくてい こうてい
次期障害者総合支援計画策定の工程について

こんご よてい
●今後のスケジュール（予定）

	しょうがいしゃ 障害者 せさくすいしんほんぶ 施策推進本部	しょうがいしゃ 障害者 せいさくいいんかい 政策委員会	しみんかいぎ 市民会議	じりつしえん 自立支援 きょうぎかい 協議会	はったつしえん 発達支援 ちいまきょうぎかい 地域協議会	じむきょく 事務局	ちやうない 庁内
がつ 3月		R4年度第3回 こっしあんけんとう 骨子案検討				こっしあんさくせい 骨子案作成	
がつ 4月							けいかくけいさいじぎょうけんとう 計画掲載事業検討 (庁内照会①)
がつ 5月		WG① 素案意見交換 WG② 素案意見交換				そあんさくせい 素案作成	
がつ 6月			だい かい 第1回 こっしあん 骨子案 いけんこうかん 意見交換				
がつ 7月	ほんぶかいぎ 本部会議 (けいかくさくてい・こっしあん) 計画策定・骨子案	だい かい 第1回 そあんしんぎ 素案審議		だい かい 第1回 そあんしんぎ 素案審議	だい かい 第1回 そあんいけんこうかん 素案意見交換		けいかくけいさいじぎょうけんとう 計画掲載事業検討 (庁内照会②)
がつ 8月	そあん 素案 しちやうけつさい 市長決裁					そあんしゅうせい 素案修正	
がつ 9月						ぎ かいほうこく 議会報告	
がつ 10月						パブリック コメント実施	
がつ 11月			だい かい 第2回 けいかくあん 計画案 いけんこうかん 意見交換	だい かい 第2回 けいかくあんしんぎ 計画案審議			けいかくあんさくせい 計画案作成
がつ 12月							
がつ 1月		だい かい 第2回 けいかくあんしんぎ 計画案審議					
がつ 2月	けいかく 計画 しちやうけつさい 市長決裁					けいかくけつてい 計画決定	
3月		だい かい 第3回 けいかくさくていほうこく 計画策定報告	だい かい 第3回 けいかくさくてい 計画策定 ほうこく 報告	だい かい 第3回 けいかくさくていほうこく 計画策定報告	だい かい 第2回 けいかくさくていほうこく 計画策定報告		

スケジュール (なが
流れ)

- R 4. 3月 政策委員会 令和4年度第3回 骨子案について審議
- R 5. 4月 事務局 計画掲載事業を検討（庁内照会）し、素案を作成
- 5月 政策委員会 WG①、WG② 素案について意見交換
- 7月 事務局 WGでの意見を受けて、計画掲載事業を再度検討（庁内照会）し、素案を修正
- 7～8月 政策委員会 令和5年度第1回 素案について審議
(市民会議、自立支援協議会、発達支援地域協議会の意見を参考に)
- 8月 事務局 第1回委員会での意見を受けて、素案を個別に修正
- 8月 市長決裁 素案確定
- 9月 事務局 議会へ報告
- 10月 事務局 パブリックコメント実施

さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（案）

第1章 総論 抜粋

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

我が国の障害者施策に関する基本法としての位置づけを有する「障害者基本法」は、平成23年の改正において障害当事者の参画の下で検討が進められました。そして、平成19年に我が国が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられることとなり、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが定められました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

さいたま市においても、障害当事者参画の下で検討を進め、平成23年4月に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）を施行しました。そして、ノーマライゼーション条例の理念を基に、「さいたま市障害者総合支援計画」を策定し、「誰もが権利の主体として安心して地域で生活できる社会の実現を目指して」を基本方針として、様々な障害者施策に取り組んできました。

一方で、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」のような新たに顕在化した課題や、「障害福祉分野に関わる人材確保・育成」のような、かねてより指摘されている課題にも応えられるよう、取り組みをより一層推進していくことが求められています。

このような背景のもと、「さいたま市障害者総合支援計画2021～
2023」の見直しを行い、令和6年度からの新たな計画を策定すること
とします。

(2) 計画の位置づけ

(省略)

(3) 計画の期間

3年間とします。

(4) 計画策定の視点

(省略)

(5) 障害者施策の推進体制

(省略)

2 前期計画の進捗状況

(省略)

3 障害者(児)をめぐる状況

(省略)

4 計画の基本的枠組

(1) 基本方針

誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係な
く、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会
をつくることを目指します。

(2) 基本目標

(省略)

(3) 計画の体系

(省略)

(4) 実施事業

基本目標1 障害者の権利の擁護の推進

基本施策(1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

★①	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	63
★②	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	63
③	ノーマライゼーション普及啓発イベントの実施	64
④	人権に関する学習の推進	64
⑤	交流及び共同学習の推進	64
⑥	心の健康に関する普及啓発	64
⑦	精神疾患に関する理解促進	65
⑧	市職員の障害者への理解促進	65
⑨	公民館における障害に関する生涯学習の推進	-

基本施策(2) 障害を理由とする差別の解消

★①	障害者差別への適切な対応、支援の実施	67
★②	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	67

基本施策(3) 障害者への虐待の防止

★①	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	69
★②	虐待の防止のための研修の実施	69
③	虐待事案等への対応力向上	69

基本施策(4) 成年後見制度の利用の支援

①	成年後見制度の利用の促進	71
②	成年後見制度利用支援事業の実施	71

基本目標2 質の高い地域生活の実現

基本施策 (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援

①	乳幼児発達健康診査の実施	72
②	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	72
③	障害児等受入れ園への支援及び相談業務の充実	72
④	療育体制の強化と効果的な支援の推進	73
⑤	心身障害児(者)特別療育費の補助	73
★⑥	発達障害児に対する支援の充実	73
★⑦	発達障害・情緒障害通級指導教室の新設・増設	73
⑧	相談支援体制の充実	73
★⑨	発達障害者に対する支援の充実	-

基本施策 (2) 障害者の自立の助長及びその家族等 (ケアラー) の負担の軽減のための総合的な支援

★①	障害者 (児) への福祉サービスの充実	75
★②	障害福祉サービス事業所等の整備の促進	75
③	指導監査の実施	75
④	心身障害者医療費の給付	76
⑤	ふれあい収集の実施	76
⑥	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	76
★⑦	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	76
⑧	精神科救急医療体制整備事業の実施	77
⑨	ひきこもり対策推進事業の実施	77
⑩	依存症対策地域支援事業の実施	77
⑪	家族教室の開催	77
★⑫	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	78
★⑬	発達障害児の家族等に対する支援の充実	78
⑭	医療的ケア児保育支援センター運営事業	-
⑮	在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業	-
⑯	日中一時支援事業における夕方支援の実施	-
⑰	障害者生活支援センター職員向けのケアラー研修の実施	-

基本施策 (3) 障害者の居住場所の確保

★①	グループホームの整備の促進	81
②	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	81
③	市営住宅における障害者などへの入居優遇	81
④	民間賃貸住宅への入居支援	81
⑤	居宅改善整備費の補助	82

基本施策 (4) 相談支援体制の充実

①	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	83
②	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	83
★③	障害者生活支援センターの充実	83
④	精神保健福祉に関する相談の実施	84
⑤	障害者相談員の設置	84
⑥	聴覚障害者相談員の設置	84
⑦	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	85

基本施策 (5) 人材の確保・育成

★①	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	86
★②	手話講習会の開催	86
★③	要約筆記者養成講習会の開催	87
④	市職員に対する手話等の研修の実施	87
⑤	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	87
⑥	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	87
⑦	特別支援教育に関する教職員研修の実施	87
⑧	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	88
⑨	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	88
⑩	保健福祉の専門的人材の養成・確保	-
⑪	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施	-

基本目標3 自立と社会参加の仕組みづくり

基本施策 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

①	障害者等に配慮した情報提供	90
②	聴覚障害者への情報提供の充実	90
③	視覚障害者への情報提供の充実	91
④	選挙時の情報提供	91
⑤	障害者用資料の収集と作製の充実	91
⑥	図書館資料へのアクセスの確保	92

基本施策 (2) 障害者の就労支援

★①	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	93
②	障害者就職面接会支援事業	93
★③	障害者優先調達の推進	93
★④	自主製品販売事業の活性化	94
⑤	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	94
⑥	重度障害者の就労支援事業	94

基本施策 (3) アクセシビリティに配慮した空間の整備

①	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	96
②	福祉のまちづくりの推進	96
③	バリアフリー化の推進	97
④	ノンステップバスの導入促進	97
⑤	公園リフレッシュ事業の実施	97

基本施策 (4) 外出や移動の支援

★①	外出が困難な障害者（児）に対する社会参加の促進	99
②	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	99
③	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	99
④	リフト付き自動車の貸出し	99

基本施策 (5) 文化・スポーツ活動の促進

①	障害者文化芸術活動の推進	101
②	全国障害者スポーツ大会への参加	101
③	スポーツ教室の充実	102
④	市立施設の使用料減免	102

基本目標4 障害者の危機対策

基本施策 (1) 防災対策の推進

★①	防災知識等の普及・啓発	104
★②	要配慮者の避難支援対策の推進	104
★③	避難行動要支援者名簿の活用	105
★④	災害時等における確実な情報の発信	105
★⑤	防災訓練への障害者の参加	105

基本施策 (2) 防犯等の対策

①	障害者支援施設等の防犯対策事業	107
②	緊急通報システムの設置	107
③	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	107
④	緊急時安心キット配布事業	107
⑤	消費者行政の推進	108

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しだれ とも くら
障害者差別解消法とさいたま市誰もが共に暮ら
 しょうがいしゃ けんり ようごとう かん じょうれい
すための障害者の権利の擁護等に関する条例
 の - まら い ぜ - しょん じょうれい かいせい
(ノーマライゼーション条例)の改正について

しょうがいしゃさべつかいしょうほうかいせい れいわ ねん がつ にち しこう
 ○障害者差別解消法改正（令和6年4月1日の施行）

じぎょうしゃ しょうがい ひと ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむか
事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

じょうれい かいせい ひつようせい
 ○ノーマライゼーション条例の改正の必要性

じょうれい どりよく ぎむ
 条例では努力義務になっている。

ほうりつ ぎむか ともな じょうれいかいせい ひつよう
 法律で義務化されることに伴い、条例改正をする必要がある。

がいとうじょうぶん
【該当条文】

だい じょうだい こう
 ・第25条第3項

じぎょうしゃ はいりよ おこな つと
 事業者は、～配慮を行うよう努めなければならない。



じぎょうしゃ はいりよ おこな
 事業者は、～配慮を行わなければならない。

だい じょうだい こう
 ・第26条第3項

たてもん た しせつまた こうきょうこうつうきかん かんり じぎょうしゃ
 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、～
 はいりよ おこな つと
 配慮を行うよう努めなければならない。



たてもん た しせつまた こうきょうこうつうきかん かんり ぎょうしゃ
 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、～
 はいりよ おこな
 配慮を行わなければならない。

た ひつよう おう もんごんせいり おこな
 ・その他、必要に応じて文言整理を行う。